

(新) 改正後

別表第1 (第4条関係) 補助対象

補助対象事業	デジタル技術等を活用したヘルステック関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 <u>(注) プロトタイプの実証・評価をする段階であること (プロトタイプの開発を含む)。</u> (注) 実証実験の実施場所は県内市町村 <u>又は県内医療機関</u> に限る。
補助事業者	県内市町村 <u>又は県内医療機関</u> と、県内外の民間企業 <u>及び</u> 大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 10px;">下線部の追記</div> <ul style="list-style-type: none">・ <u>幹事者のエントリーする</u> 事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。・ コンソーシアムを構成する組織 (<u>以下</u>、「コンソーシアム構成員」という。)として、<u>県内市町村 <u>又は県内医療機関</u></u>と、<u>県内外の民間企業等</u>の参加は必須とする。なお、<u>県外民間企業等</u>については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。・ コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。・ 幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。・ 幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 (<u>平成23年3月高知県訓令第1号</u>) に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、地方自治法施行令 (<u>昭和22年政令第16号</u>) 第167条の4の規定に該当しない者であること。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、本社 (本店) 及び営業所等 (高知県内に限る。) が都道府県税を滞納してないこと。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。・ コンソーシアムを構成する民間企業等は、県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円

別表第2（第4条関係）補助対象経費

補助対象経費	機械装置費	当該補助事業に直接必要な機械装置、設備又は工具器具の購入（1年以上継続して使用でき、取得価格が100万円未満のものに限る。）、借用、試作、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費 （注）他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。
	労務費	直接人件費 研究開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費 （注）研究開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。 （注）補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。 （注）人件費の上限は、補助対象経費の <u>2分の1</u> とする。ただし、上限額を超えた人件費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
事業費	謝金	当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費
	旅費	研究開発者又は補助者（アルバイト等）が当該補助事業に係る目的のために要した旅費及び当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 （注）市町村職員（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）を除く。）の旅費は対象外とする。
	原材料費	当該補助事業の実施に直接必要な原材料及び消耗品の購入に要する経費 （注）補助事業期間内に使用したものに限る。
	外注費	発注時に仕様が明確で、当該補助事業に直接必要となる加工、設計、分析、検査、調査等の外注に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 （注）上限は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。ただし、上限額を超えた外注費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
	特許等関連経費	特許権の取得等に要する経費（出願料、弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注）当該補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 （注）審査請求料等特許庁に支払う経費又は維持にかかる経費は対象外とする。
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するために必要な経費 （注）当該補助要綱に準じた内容で、委託契約を締結することを必要とする。
	その他諸経費	会議費（会場借料、機材借料、茶菓代等開催経費一式）、借用費（「機械装置費」による借用費以外の物品、場所等のリース・レンタル料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、保険料、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス。専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ計上可。）、その他知事が特に必要と認めた経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明及び証明できるもの。

(旧) 改正前

別表第1 (第4条関係) 補助対象

補助対象事業	デジタル技術を活用したヘルスケア関連の新製品及び新サービスの事業化のための実証実験 (注) 実証実験の実施場所は県内市町村に限る。
補助事業者	県内市町村と県内外の民間企業等、大学等で構成されるコンソーシアム (注) コンソーシアム協定を締結すること。
補助要件 (体制等)	<ul style="list-style-type: none">・事業が、交付決定の日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクトの支援案件となること。・コンソーシアムを構成する組織(以降、コンソーシアム構成員という。)として、<u>県内市町村と県内外の民間企業等</u>の参加は必須とする。なお、<u>県外民間企業等</u>については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社、研究拠点等を設置すること。・コンソーシアムは補助金の交付申請日までに設立すること。・コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。・幹事者は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。・幹事者は、当該補助事業の実施に係る事務の一切を担うこと。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、<u>地方自治法施行令第167条の4</u>の規定に該当しない者であること。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、<u>本社(本店)及び営業所等(高知県内に限る。)</u>が都道府県税を滞納していないこと。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。・コンソーシアムを構成する民間企業等は、<u>県に対する税外未収金債権</u>の滞納がないこと。
補助対象期間	交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで
補助率	2分の1以内
補助金額	上限750万円、下限100万円

別表第2（第4条関係）補助対象経費

補助対象経費	機械装置費	当該補助事業に直接必要な機械装置、設備又は工具器具の購入（1年以上継続して使用でき、取得価格が100万円未満のものに限る。）、借用、試作、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費 （注）他の事業でも利用できるパソコン、量産用機械等汎用性の高いもの又は生産設備に転用可能なものは対象外とする。
	労務費	直接人件費 研究開発者及び補助者（アルバイト等）が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費 （注）研究開発者の人件費は民間企業等のみ計上可。 （注）補助者（アルバイト等）の人件費は市町村及び大学等のみ計上可。なお、市町村職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）の人件費を除く。）は対象外とする。 （注）人件費の補助限度額は、補助対象経費の4分の1以内とする。ただし、上限額を超えた人件費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
事業費	謝金	当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家への謝礼に要する経費
	旅費	研究開発者又は補助者（アルバイト等）が当該補助事業に係る目的のために要した旅費及び当該補助事業に係る指導、助言等を受けるために招へいした専門家の旅費 （注）市町村職員（事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員等）を除く。）の旅費は対象外とする。
	原材料費	当該補助事業の実施に直接必要な原材料及び消耗品の購入に要する経費 （注）補助事業期間内に使用したものに限る。
	外注費	発注時に仕様が明確で、当該補助事業に直接必要となる加工、設計、分析、検査、調査等の外注に要する経費 （注）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。 （注）上限は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。ただし、上限額を超えた外注費がなければ円滑な補助事業の実施が困難である旨の理由を付した申立てがあった場合は、審査委員会等の意見を参考に認める場合があること。
	特許等関連経費	特許権の取得等に要する経費（出願料、弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注）当該補助事業の内容と密接に関連し、かつ成果の事業化に必要となるものに限る。 （注）審査請求料等特許庁に支払う経費又は維持にかかる経費は対象外とする。
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するために必要な経費 （注）当該補助要綱に準じた内容で、委託契約を締結することを必要とする。
	その他諸経費	会議費（会場借料、機材借料、茶菓代等開催経費一式）、借用費（「機械装置費」による借用費以外の物品、場所等のリース・レンタル料）、通訳料、展示会等出展料、印刷製本費、資料購入費、保険料、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）、光熱水費（電気、水道、ガス。専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合のみ計上可。）、その他知事が特に必要と認めた経費 （注）当該補助事業に直接使用されたものと説明及び証明できるもの。